

特別障害給付金制度 4月開始

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していないかたを対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

◇対象者 次のいずれかの任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1、2級相当の障害に該当するかた

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

◇請求窓口 住民課（ただし、障害認定日の審査・支給事務は社会保険事務局で行います）

◇ご注意ください

- ・給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からです（請求が遅れた場合に、遡って支給できませんので、5月分から受け取るためには、4月中に請求を行ってください。障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、4月中に請求していただくことが可能です）
- ・障害認定事務は、過去の状況を確認する必要がある場合があります

住民課 内線145

※詳しくは、住民課へお問い合わせください。

町ボランティアアクラブ員募集

町教育委員会では、ボランティアアクラブ員を募集しています。ボランティアで快い汗をかいてみませんか！

◇対象者 中学生以上18歳以下で町内在住・在勤・在学者

◇主な活動内容

- ▼子どもと一緒に野外炊飯（キャンプ）
- ▼町の文化祭・産業祭など

イベントのアシスタント

▼図書館受付ボランティアなど

◇申し込み・問い合わせ 教育委員会生涯学習課へ

教育委員会生涯学習課
☎843115（直通）



米の生産目標数量を配分します

平成17年度の町に対する米の生産目標数量は、2、220トン（面積換算で約464・4ヘクタール）です。

平成17年3月7日に町水田農業推進協議会が開催され、町の配分等について協議をしたところ、各農家の対象水田面積に対し、一律66・0%とすることに決定しました。

米の需給安定を図るための制度ですので、ご協力をお願いします。

※詳しくは、経済課へお問い合わせください。

経済課 内線153

